

応募者・参加者のペナルティについて

1. 応募資格、参加資格の停止要件

登録施設利用促進機関（本件においては、以下RISTという）が策定する「特定高速電子計算機施設の利用研究課題選定に関する基本的考え方」15. ペナルティ（1）～（3）に基づいてペナルティを受けている者は、**成果創出加速プログラムであっても、新規課題への応募および「富岳」利用者としての参加は認められない。**

「特定高速電子計算機施設の利用研究課題選定に関する基本的考え方」

15. ペナルティ

- （1）選定された課題の実施において、利用者が利用した計算機資源量が割当資源量に比べて前半期で10%に満たない場合には当該利用研究課題の選定取り消し、あるいは通期に渡り改善が見込めない場合は当該課題代表者および課題実施者に対して次年度の応募資格停止などのペナルティを科す場合がある。なお、ペナルティを科す場合は、課題審査委員会委員長の判断に基づき実施する。
- （2）成果等の取扱いに関する基本的考え方に定める利用報告書の期限内の提出が実施されない場合は、原則として、当該課題代表者及び課題実施者に対して、応募資格停止、及び新しい課題への参加資格停止のペナルティを、課題審査委員会委員長の判断として科す。
- （3）成果等の取扱いに関する基本的考え方に定める研究成果の期限内の公開が実施されない場合は、原則として、当該課題代表者に対して、（2）と同様のペナルティを、課題審査委員会委員長の判断として科す。

2. 研究開発課題責任者（課題代表者）の応募資格に係る確認

受け付けた申請の研究開発課題責任者については、締切日時である2月6日（月）10:00時点のペナルティリストによる確認を行い、**ペナルティを受けていることが判明した場合には、当該代表者による申請は受理しない。**その後、研究開発課題責任者の変更等による再申請は認めないため、**研究開発課題責任者は、自身がペナルティを受けているかどうかについて、必要に応じて締切日時までに余裕をもってRISTに確認すること。**

3. 課題参加者の参加資格に係る確認

上記で募集資格があると確認できた申請の課題参加者については、以下の取り扱いとする。

- ①「富岳」を利用しない参加者は、ペナルティの確認は行わない（ペナルティの有無に依らず課題に参加可）
- ②「富岳」を利用する参加者は、締切日時である2月6日（月）10:00時点のペナルティリストによる確認を行い、**ペナルティを受けていることが判明した場合には、当該参加者の「富岳」の利用を認めない。**

4. 課題途中からの参加者の参加資格に係る確認

課題途中の参加者の追加・変更にあたっては、その都度RISTにおいてペナルティの確認を行う。

5. ペナルティの解除

参加資格がないことで「富岳」を利用できない課題参加者について、課題途中でRISTの定める手続きに従ってペナルティが解除された場合は、それ以降は「富岳」を利用することができる。

上記の確認作業のため、申請時には、文部科学省HPCI担当メーリングリスト(hpci-con@mext.go.jp)宛てに、「富岳」利用者リスト（エクセル形式、公募情報HPに様式掲載）を別途提出するようお願いいたします。